

更別村農業委員会議事録

令和7年 第3回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和7年3月13日

更別村農業委員会会長 斗 澤 博 幸

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和7年3月13日（13時30分開会、14時20分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階中会議室

(3) 出席状況（出席11名、欠席 1名、遅参 1名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	斗 澤 博 幸	欠席	6	委員	藤 澤 典 幸
出席	1	委員	高 橋 秀 範	出席	7	委員	日 光 裕 信
出席	2	委員	本 多 正 芳	遅参	8	委員	家 常 直 輝
出席	3	委員	早 坂 正 直	出席	9	委員	田 中 篤
出席	4	委員	細 川 隆 則	出席	10	委員	瀬田川 憲 吾
出席	5	委員	井 上 仰	出席	11	委員	高 橋 英 樹

(4) 議事録署名委員

9番 田中委員 10番 瀬田川委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 農地係長 前田 貴広
村産業課 産業課長 高橋 祐二

(6) 議 件

報告第1号 農業者年金業務処理状況について

報告第2号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画
の決定について

議案第3号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

議案第4号 事務委任規則の改正による受任事務の一部改正について

(7) その他

- ① 令和7年度年間行事等見込表について
- ② 令和6年度活動記録簿の確認について
- ③ 十勝農業委員会連合会作成北海道選出国會議員等へ提出する要請文案について
- ④ 令和7年第4回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 皆様お疲れ様です。本日ですが、藤澤委員が欠席ということで伺っております。家常委員が遅れるということでして、その他の方はお見えになっていますので、ただ今から令和7年第3回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は10名であります。農業委員会会議規則で定めます定足数には達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 確定申告も終わり、消費税やられている方、また畑の融雪等お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

本来であれば、予定では10日総会だったんですが、私がちょうど6日から10日まで青森の方にホッケーの全国大会に行っておりまして、事務局さんが気を遣っていただき、疲れているからと本日に移動させてもらいましたので、大したものではないんですけどお土産として買ってきただけなのでお食べください。

本日ですが、報告事項2件、議案4件となっておりますので、慎重審議の方よろしくお願ひしたいと思います。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議 長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。9番 田中委員、10番 瀬田川委員、それぞれよろしくお願ひ致します。

5. 議件の審議状況

(1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それでは議件に入らせていただきます。報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。2月定例総会の議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。

資格関係です。内容は議案のとおりです。

政策支援加入要件不該当届出書については、経営継承により経営主となったことによるものです。

なお、4件のうち上から3件は、備考欄に経営継承による区分変更とありまして、昨年までは前の経営主と家族経営協定を締結した後継者として政策支援加入していましたが、1月1日の経営継承時点で、経営主としての政策支援加入の要件を満たしていたため、引き続き経営主の区分として政策支援加入となっています。

4件目については経営継承による不該当とありまして、青色申告の承認申請手続きが1月になってから行ったため、1月1日の経営継承時点では政策支援加入の要件を満たしていないため、この届出により一旦通常加入となり、改めてその次の政策支援加入への変更等申出書の2件目になりますが、この手続きをして、経営主として政策支援加入したというものです。

1件目の政策支援加入への変更等申出書については、経営主の配偶者として家族経営協定を締結して、通常加入から政策支援加入となるものです。

続いて給付関係です。老齢年金裁定請求書（旧制度）、（新制度）、特例付加年金裁定請求書、それぞれ65歳到達ということで、年金支給の手続きを行ったものです。

【議長】 ただ今説明がありました。ご質問等があればお願い致します。
（質疑等無）

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
（「はい」の声）

(2) 報告第2号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）

【議長】 それでは次へ進みます。報告第2号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて、結果報告お願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん、結果報告

について説明致します。

2月定例総会以降のあっせん委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借17件のあっせんが成立しております。

賃貸借1件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借2件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借3件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借4件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借5件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借6件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借7件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借8件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借9件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借10件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借11件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借12件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借13件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借14件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借15件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借16件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借17件目、内容は議案のとおりです。

【議長】 それではただ今説明がありました。賃貸借1件目から7件目について、あっせん委員長が家常委員ですが、同じ日に同じメンバーだったので、8件目から14件目のあっせん委員長の日光委員より、1件目から14件目

までの報告お願い致します。

【日光委員】 2月13日にあっせん委員会を、私と早坂委員、藤澤委員、家常委員で行いまして、いずれも特に問題なく無事に成立しました。内容は議案のとおりです。

【議長】 続いて、賃貸借15件目から17件目について、あっせん委員長を務められました高橋秀範委員より報告お願い致します。

【高橋秀範委員】 2月26日にあっせん委員会を、私と早坂委員、瀬田川委員、本多委員で行いまして、いずれも特に問題なく無事に成立しました。内容は議案のとおりです。

【議長】 ただ今報告がありましたが、この件につきまして、ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 以上で報告事項の方は終了させていただきます。

(3) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

【議長】 それでは議案に入ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明致します。

利用権設定1件の申請につきまして、許可してよろしいか審議をお願い致します。

なお、本件は村外の農業者の所有する農地について、経営継承のための使用貸借を行うもので、所有しているすべての農地を相手方に処分するものでありますので、図面の添付を省略させていただいております。

内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。1頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、2頁左の中ほどの「5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況」から、3頁右の「10 周辺地域の関係」までをご確認いただき、現状の機械力、労働力等で全ての農地

を効率的に耕作又は養畜の事業を行えるか、周辺地域の農業へ支障を生ずるおそれがないか、後ほどご確認をお願いします。

現地確認につきましては、担当委員にお願いをしております。

【議長】 それでは、現地確認いただいた細川委員の方より報告をお願いします。

【細川委員】 3月12日に現地に赴きまして、航空写真と照らし合わせながら、畑として活用されていることを確認しました。

【議長】 それでは、この件について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
(「ありません」の声)

【議長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。

(4) 議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

【議長】 それでは次、議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明致します。

旧基盤強化法に基づき村より決定を求められた利用権設定等17件の農用地利用集積計画について決定してよいか審議をお願い致します。

なお、4件目から6件目までについては、利用権の期間の始期が、更別村が公告した日となっております。こちらは今までの賃貸借の期間が3月で切れることから、更別村が公告した日、この日はこの総会で決定となれば本日公告することになっているので、本日ということになります。

通常はこのパターンとなっておりますが、4件目から6件目以外については、4月5月に賃貸借期間が切れるもので、制度改正の前に駆け込みで手続きを行い、それぞれの賃貸借期間が切れる翌日から、新たな賃貸借期間としております。

賃貸借の1件目、内容は議案のとおりで、報告第2号の賃貸借1件目で報告したものです。

賃貸借の2件目、内容は議案のとおりで、報告第2号の賃貸借2件目で報告したものです。

賃貸借の3件目、内容は議案のとおりで、報告第2号の賃貸借3件目で報告したものです。

賃貸借の4件目、内容は議案のとおりで、報告第2号の賃貸借4件目で報告したものです。

賃貸借の5件目、内容は議案のとおりで、報告第2号の賃貸借5件目で報告したものです。

賃貸借の6件目、内容は議案のとおりで、報告第2号の賃貸借6件目で報告したものです。

賃貸借の7件目、内容は議案のとおりで、報告第2号の賃貸借7件目で報告したものです。

賃貸借の8件目、内容は議案のとおりで、報告第2号の賃貸借8件目で報告したものです。

賃貸借の9件目、内容は議案のとおりで、報告第2号の賃貸借9件目で報告したものです。

賃貸借の10件目、内容は議案のとおりで、報告第2号の賃貸借10件目で報告したものです。

賃貸借の11件目、内容は議案のとおりで、報告第2号の賃貸借11件目で報告したものです。

賃貸借の12件目、内容は議案のとおりで、報告第2号の賃貸借12件目で報告したものです。

賃貸借の13件目、内容は議案のとおりで、報告第2号の賃貸借13件目で報告したものです。

賃貸借の14件目、内容は議案のとおりで、報告第2号の賃貸借14件目で報告したものです。

賃貸借の15件目、内容は議案のとおりで、報告第2号の賃貸借15件目

で報告したものです。

賃貸借の16件目、内容は議案のとおりで、報告第2号の賃貸借16件目で報告したものです。

賃貸借の17件目、内容は議案のとおりで、報告第2号の賃貸借17件目で報告したものです。

以上、集積計画に登載するためのものであり、旧基盤強化法第18条第3項で規定する各要件であります基本構想への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

なお、早坂委員と瀬田川委員につきましては農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして議事参与の制限がございます。当該案件審議の際は一時退室をお願いいたします。

(早坂委員退室)

【議長】 ただ今説明がありました。まず、賃貸借1件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは決定するものと致します。

(早坂委員入室)

【議長】 続いて、賃貸借2件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは決定するものと致します。

【議長】 続いて、賃貸借3件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

【議 長】 続いて、賃貸借4件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

【議 長】 続いて、賃貸借5件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

【議 長】 続いて、賃貸借6件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

【議 長】 続いて、賃貸借7件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

【議 長】 続いて、賃貸借 8 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

【議 長】 続いて、賃貸借 9 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

(瀬田川委員退室)

【議 長】 続いて、賃貸借 10 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

(瀬田川委員入室)

【議 長】 続いて、賃貸借 11 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

- 【議 長】 続いて、賃貸借 12 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは決定するものと致します。
- 【議 長】 続いて、賃貸借 13 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは決定するものと致します。
- 【議 長】 続いて、賃貸借 14 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは決定するものと致します。
- 【議 長】 続いて、賃貸借 15 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは決定するものと致します。
- 【議 長】 続いて、賃貸借 16 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

【議長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは決定するものと致します。

【議長】 続いて、賃貸借 17 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（意見等無）

【議長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは決定するものと致します。

(5) 議案第 3 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について

【議長】 次、議案第 3 号、令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について説明をお願い致します。

【事務局長】 議案第 3 号、令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について説明致します。

農水省からの通知により、農業委員会は、毎年度、3月末までに翌年度の最適化の目標を設定し、4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告することになっておりので、令和7年度の最適化活動の目標の設定等をご確認いただきたいと思います。

最適化活動の目標の設定等のローマ数字Ⅰ「農業委員会の状況」では、農地面積、農家数、農業就業者数、認定農業者数、農業委員の人数について、それぞれ指定された統計等を基に記入しています。

次の頁、ローマ数字Ⅱ「最適化活動の目標」の1「最適化活動の成果目標」(1)「農地の集積」です。

①の現状の管内の農地面積は農水省の統計の数値で、これまでの集積面積は村の集積状況調査の数値で、毎年の事ですが、集積率は100%を超えています。

②の「目標」の集積面積は、令和5年3月に定めた3か年の指針の目標面積と同じにしています。

(2)「遊休農地の解消」では遊休農地ゼロを維持することとしています。

次の頁、(3)「新規参入の促進」では、過去3年間の権利移動面積の平均の1割以上の面積を、新規参入者への貸し付けについて同意を得て公表す

ることが求められており、目標として記載しておりますが、現在の本村における農地の動向からは、実際に公表することは難しいと考えております。

2「最適化活動の活動目標」(1)「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は、月当たり平均の活動日数を4日としております。

(2)活動強化月間の設定目標ですが、利用状況調査、いわゆる農地パトロール以外の取り組みに係る活動強化月間を年3回設定することが求められておりますので、例年売買あっせんの集中する6月7月及び1月を農地の集積について取り組む事としております。

(3)新規参入相談会への参加目標については、国から求められている取り組みではありますが、村の新規就農制度についての具体的な案件があった場合でも、委員の皆さんに直接関わっていただく場面があまりない状況ですが、出来れば情報共有などを図っていきながら取り組んでいければと考えております。

以上、7年度の目標の設定等につきましてこの場でご意見等があればお伺いし、修正箇所があれば修正のうえ農業会議の確認を受けた上で決定し、村及び全国農業会議所のホームページで公表することになります。

【議長】 ただ今説明がありましたので、ご意見ご質問があればお願いします。
(意見等無)

【議長】 特に無ければ、この内容で決定し公表してもよろしいですか？
(「はい」の声)

【議長】 それではこの内容で決定、公表するものと致します。

(6) 議案第4号 事務委任規則の改正による受任事務の一部改正について

【議長】 次に、議案第4号、事務委任規則の改正による受任事務の一部改正について説明をお願い致します。

【事務局長】 議案第4号、事務委任規則の改正による受任事務の一部改正について説明致します。

別紙の議件説明用資料をご覧ください。「1. 議案第4号 受任事務の一部改正」になります。

一つ目の黒丸で、地方自治法第180条の2、「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会に

あつては、教育長)、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。」とされています。

村が行う事務は法律で定められた事務のほかに、北海道から権限を移譲された事務、あるいは独立行政法人などから委託された事務などがありますが、そのうちの一部については村からの委任により農業委員会が処理しています。

二つ目の黒丸で、農業経営基盤強化促進法第4条第3項、「この法律において、「農業経営基盤強化促進事業」とは、この法律で定めるところにより、市町村が行う次に掲げる事業をいう。1 …地域計画の達成に資するよう、農地中間管理事業…及び第7条各号に掲げる事業の実施による農用地についての利用権の設定若しくは移転、所有権の移転又は農作業の委託(以下、「利用権の設定等」という。)を促進する事業」とあります。

農業経営基盤強化促進事業とは、市町村が行う農地中間管理事業、こちらは農業公社を介した賃貸借になります。制度改正によりまして、農業委員会の仲介による賃貸借は、農業公社を通じて行うことになります。それと第7条各号に掲げる事業の実施による農用地についての利用権の設定等を促進する事業とされております。

第7条各号に掲げる事業については、三つ目の黒丸で、農業経営基盤強化促進法第7条、「農地中間管理機構は、…農地中間管理事業のほか、次に掲げる事業を行う。1 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業(以下…「農地売買等事業」という。)」とあります。

こちらは農業公社を介した売買になります。制度改正によりまして、農業委員会の仲介による売買は、基本的には農業公社を通じて行うことになります。

注意点として、農業公社の買入の要件として、新たに買入れる農地と現に耕作を行っている農地が概ね1haの団地を形成する必要があります。

要件に満たない売買については、農地法3条の手続きをする必要があります。

議案をご覧ください。

標題の下の本文になりますが、今説明しました地方自治法の規定に基づいて村が農業委員会へ事務を委任するにあたり、村の方で「更別村農業委員会に対する事務委任規則」というものを定めており、今回この規則の一部を改正しようとするため村から意見を求められましたので、審議を願うものです。

1の改正内容に参ります。「事務委任規則第3条で定める農地保有合理化事業、第4条第2項で定める嘱託登記、第6条で定める農地中間管理事業について、第4条第1項で定める農業経営基盤強化促進法で規定する利用権の設定等を促進する事業に統合する」との内容です。

次のページからの横版の頁をご覧ください。村から農業委員会に対する事務委任規則の改正後と現行の対比表になります。

表の右側、「現行」の方で、「第3条 農地保有合理化事業等業務委託要領第2条により委託された事務を農業委員会に委任する。」の条項を、その下の第4条第1項に統合するため、削除します。

「第4条 農業経営基盤強化促進法に基づく次の事務を農業委員会に委任する。」の条項を、表の左側、「改正後」の方の「第3条 農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号に基づく利用権の設定等を促進する事業に関する事務を農業委員会に委任する。」に改正します。

表の右側、「現行」の方の「第4条第2項 農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する事務を農業委員会に委任する。」の条項を、こちらにも「改正後」の第3条に統合するため、削除します。

第5条を第4条に改め、「第6条 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地中間管理事業について、第2条の事務（人・農地プランの情報提供、賃貸借料の収受及び支払を除く）を農業委員会に委任する。」の条項を、こちらにも「改正後」の第3条に統合するため、削除します。

前の頁に戻って、2の改正理由になります。

基盤強化法で定める地域計画の策定により、改正後の基盤強化法が本格施行されるため、対応する関係条文を改正するものです。

3の施行年月日は、改正する規則の公布の日からとしており、農業委員会から村へ意見を付した後、村の方で地域計画の策定と同じ時期に公布する段取りとなります。

最後に4ですが、この改正に対して異議がないとして、村へ意見を付してよろしいか、審議をお願い致します。

なお、議案資料の5頁から6頁に改正後の事務委任規則の全文を付けておりますので、参考としてください。

【議長】 ただ今説明がありました。ご意見ご質問があればお願いします。
(意見等無)

【議長】 特に無ければ、異議なしで意見を付してよろしいですか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは、異議なしと意見を付することに決定します。

以上で議案審議の方は終了となります。

6. その他の協議状況

(1) 令和7年度年間行事等見込表について

【議長】 これよりその他の方へ移らせていただきます。まず1点目、令和7年度年間行事等見込表について説明をお願いします。

※別紙により配布

(2) 令和6年度活動記録簿の確認について

【議長】 次に2点目、令和6年度活動記録簿の確認について説明をお願いします。

※現時点の記録簿を配布、活動の実績があれば事務局まで報告を

(3) 十勝農業委員会連合会作成北海道選出国會議員等へ提出する要請文案について

【議長】 次に3点目、十勝農業委員会連合会作成北海道選出国會議員等へ提出する要請文案について説明をお願いします。

※別紙資料により説明、何かあれば事務局まで連絡を

(4) 令和7年 第4回農業委員会定例総会について

※第4回定例総会は、4月11日（金）13時30分に決定する。

7. 閉会挨拶

【会長】 数の多い議案の慎重審議ありがとうございました。これで総会の方は終わりたいと思います。